○厚生労働省告示第百六号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一の一中「、平成二十一年度及び平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「並びに平成二十年度及び平成二十一年度」を「及び平成二十年度から平成二十二年度まで」に、「に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）」を「から平成二十六年度までに実施される介護福祉士国家試験」に改める。

第一の二の1から10まで以外の部分中「1から10」を「1から12」に改め、同2中「及び特例インドネシア人第三陣看護師候補者」を「、特例インドネシア人第三陣看護師候補者及び特例インドネシア人第四陣看護師候補者」に改め、同3中「及び特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者」を「、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者」に改め、同10中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、「第二の二の1の(1)のイ（同(2)」の下に「及び同(3)」を加え、同10を同12とし、同9を同11とし、同8を同9とし、同9の次に次のように加える。

10　特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十二年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の二の7を同8とし、同6の次に次のように加える。

7　特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十三年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

第一の三の1の(1)から(3)までを削り、同1に次のように加える。

(1)　特例インドネシア人第一陣看護師候補者　平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）

(2)　特例インドネシア人第二陣看護師候補者　平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）

(3)　特例インドネシア人第三陣看護師候補者　平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）

(4)　特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）

第一の三の2の(1)及び(2)を削り、同2に次のように加える。

(1)　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）

(2)　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）

(3)　特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十六年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）

第一の三の3中「平成二十三年度看護師試験、平成二十四年度看護師試験若しくは平成二十五年度看護師試験又は平成二十四年度介護福祉士試験若しくは平成二十五年度介護福祉士試験」を「平成二十三年度から平成二十六年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成二十六年度までに実施される介護福祉士国家試験」に改める。

第二の標題中「特例受入れ機関」を「特例受入れ施設」に改める。

第二の一に次のように加える。

(4)　(1)の規定は、特例インドネシア人第四陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。

第二の一の3中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改め、同(1)に次のように加える。

ニ　特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十六年度看護師試験

第二の一の3の(2)の表に次のように加える。

特例インドネシア人第四陣看護師候補者	平成二十五年度看護師試験
	平成二十六年度看護師試験

第二の一の4中「及び同(3)」を「から同(4)まで」に改める。

第二の二の1に次のように加える。

(3)　(1)の規定は、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十六年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

第二の二の3中「1の(1)」の下に「(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)」を加える。

第二の二の3の(1)に次のように加える。

ハ　特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十六年度介護福祉士試験

第二の二の3の(2)の表に次のように加える。

特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者	平成二十五年度介護福祉士試験
	平成二十六年度介護福祉士試験

第二の二の4中「同(2)」の下に「及び同(3)」を加える。

第四の一中「、平成二十一年度又は平成二十二年度」を「から平成二十三年度まで」に、「及び同(3)」を「から同(4)まで」に、「第二の一の2の(2)」を「同2の(2)」に改める。

第四の二中「又は平成二十一年度」を「から平成二十二年度まで」に改め、「(同(2)」の下に「及び同(3)」を加える。

第五の一の2の(2)のイの(iv)及び(v)を削り、同イに次のように加える。

(iv)　特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十七年一月一日

(v)　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十五年一月一日

(vi)　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十六年一月一日

(vii)　特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十七年一月一日

第五の一の2の(2)のロの(iv)及び(v)を削り、同ロに次のように加える。

(iv)　特例インドネシア人第四陣看護師候補者　平成二十六年十月一日

(v)　特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者　平成二十四年十月一日

(vi)　特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者　平成二十五年十月一日

(vii)　特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者　平成二十六年十月一日